

## 浜松市アーケード等連絡協議会要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、アーケード及び道路の上空に設ける通路（以下「アーケード等」という。）の設置許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係行政機関で設置する浜松市アーケード等連絡協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発令第5号、警察庁発備第2号)において定める「アーケード設置基準」の運用に関する事項
- (2) 「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について(通知)」(平成30年7月11日付け消防予第423号)、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」(平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号)及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号)の運用に関する事項
- (3) アーケード等の設置許可申請書等の取扱いに関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、アーケード等の設置に関し指導監督上必要と認められる事項

### (組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

### (幹 事)

第4条 協議会に幹事を置き、建築行政課長をもって充てる。

- 2 幹事に事故があるときは、あらかじめ幹事が指定する者が、その職務を代理する。

### (招 集)

第5条 協議会は、次の各号の一に該当する場合に幹事が招集する。

- (1) 幹事が必要と認めるとき
- (2) 関係行政機関から付議すべき事項を示して請求のあったとき
- (3) 幹事が浜松市アーケード等連絡協議会申請書(別記様式)を受理したとき

- 2 幹事は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び付議すべき事項を関係行政機関に通知するものとする。

### (会 議)

第6条 協議会の司会は、幹事が行う。

- 2 協議会は、委員又はその代理者の全員が出席して開くものとする。ただし、警察署、各土木整備事務所長及び北部都市整備事務所長については当該協議事項に関係する場合に出席するものとする。

3 協議会の議事は、出席者全員の意見が一致した場合に限り決するものとする。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の非公開)

第8条 協議会の会議は、非公開とする。

(会議の記録)

第9条 幹事は、会議の概要を記録し、保管しておくものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度幹事が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

別表（第3条関係）

行政機関		職名
警察署		浜松中央警察署交通第一課長 浜松東警察署交通第一課長 浜松西警察署交通課長 浜北警察署交通第一課長 細江警察署交通課長 天竜警察署交通課長
浜松市	土木部	道路保全課長
		南土木整備事務所長
		北土木整備事務所長
		東・浜北土木整備事務所長
	天竜土木整備事務所長	
	都市整備部	建築行政課長
北部都市整備事務所長		
消防局	予防課長	
	警防課長	

浜松市アーケード等連絡協議会申請書		年 月 日	
1 申請者住所氏名	:		
2 設計者住所氏名	:		
3 工事施工者住所氏名			
4 通路の設置数			
5 通路の設置場所	浜松市 区		
6 用途地域		7 防火地域	
8 建築物の用途			
9 道路種別・名称	市道（ 線 ）		
10 道路・歩道幅員	道路幅員 . m（車道 . m・歩道 m）		
11 道路占用面積	. m <sup>2</sup>		
12 通路延長			
13 概要	(1) 構造種別		
	(2) 路面からの高さ		
	(3) 通路の幅員		
	(4) 隣地境界線からの水平距離		
	(5) 排煙方法・措置		
	(6) 道路内に柱の有無		
	(7) 通路下面の照明		
14 備考			

浜松市アーケード等連絡協議会申請書		年 月 日	
1 申請者住所氏名			
2 設計者住所氏名			
3 工事施工者住所氏名			
4 アーケードの名称			
5 設置場所			
6 用途地域	7 防火地域	防火・準防火	
8 アーケード種別	アーケード設置基準第2項・第3項（ ）		
9 道路種別・名称	国道（ ）・県道（ ）・市道（ ）		
10 道路・歩道幅員	道路幅員 m（車道 m・歩道 m）		
11 道路占用面積			
12 アーケード延長			
13 概要	(1) 構造種別		(9) たれ壁
	(2) 最高の高さ		(10)防火足場
	(3) 最高の軒高		(11)ハシゴ
	(4) 天井高		(12)開放部分
	(5) 屋根勾配		(13)添架物
	(6) 柱の径		(14)照明
	(7) 柱の本数		
	(8) 断層部		
14 備考			